

令和 7 年 3 月

第 1 回（定例会）

香芝市議会追加議案

香 芝 市

目 次

議第 3 5 号	訴えの提起について----- ----- 1 頁
議第 3 6 号	香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて----- 2 頁
議第 3 7 号	香芝市スポーツ公園整備事業に係るプール施設建築工事請負変更契約の締結について----- 4 頁
議第 3 8 号	令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 3 号）について-- ----- 5 頁

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月7日提出

香芝市長 三橋和史

1 事件名

債務不存在確認請求事件

2 訴えの相手方

奈良市登大路町30番地

奈良県

3 訴えの趣旨

(1) 相手方が施行する一般国道168号拡幅事業に起因した歩道橋架け替え工事について本市の相手方に対する金5,144万9,200円の支払債務が存在しないことを確認する。

(2) 訴訟費用について相手方に負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定めることができる。

(2) 事件の推移により、上訴若しくは訴えの取下げ又は和解等、状況に応じた措置を講じていくものとする。

(3) その他請求の内容を実現するため、必要な裁判上の行為をするものとする。

5 管轄裁判所

奈良地方裁判所

議第36号

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正すること
について

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月7日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香芝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第37号

香芝市スポーツ公園整備事業に係るプール施設建築工事 請負変更契約の締結について

令和6年3月27日議決の香芝市スポーツ公園整備事業に係るプール施設建築工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月7日提出

香芝市長 三橋和史

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 香芝市スポーツ公園整備事業に係るプール施設建築工事 |
| 2 契約の相手方 | 北葛城郡広陵町大字平尾11番地1
村本建設株式会社 奈良本店
常務執行役員 本店長 南條 秀和 |
| 3 変更前の契約金額 | 金2,326,500,000円 |
| 4 変更後の契約金額 | 金2,443,991,000円 |

議第38号

令和6年度香芝市一般会計補正予算（第13号）について

令和6年度香芝市一般会計補正予算（第13号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和7年3月7日提出

香芝市長 三橋和史